

諮問庁：外務大臣

諮問日：平成29年3月16日（平成29年（行情）諮問第96号）

答申日：平成29年12月14日（平成29年度（行情）答申第377号）

事件名：「『アジア女性基金』関連事業」の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「『アジア女性基金』関連事業」（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成26年4月28日付け情報公開第01012号により外務大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

(1) 文書10：「アジア女性基金」関連事業の不開示部分に係る決定の取消しを求める。

(2) 原処分は、公にしないことを前提とした関係国との協議又は我が国政府部内の対処方針の検討内容に関する記述であって、公にすることにより、関係国等との信頼関係が損なわれるおそれ、又は他国との交渉上不利益を被るおそれがあるため、不開示としている。しかし、アジア女性基金は国民からの募金の形を取ったものの、日本政府も「医療・福祉援助」を負担するなど、国庫からの支出があった事業である。インドネシア、オランダ、韓国などの事業内容は公開しているのに、中国の部分のみを不開示とすることにより、どのように関係国との信頼関係が損なわれるおそれ、または交渉上不利益を被るおそれがあるという抽象的な理由で、事業内容を明らかにしないのは不当であると考える。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

処分庁は、異議申立人が平成26年2月26日付で行った開示請求（「アジア女性基金に関する中国政府と日本政府のやりとり（1997年11月～1998年11月の江沢民訪日の頃まで）」に対し、法11条に基づく開示決定期限の特例の適用を行った後、相当の部分の決定等として

10件の文書を特定の上、これらを部分開示とする決定を行った（平成26年4月28日付け情報公開第01012号，原処分）。

これに対して，異議申立人は，平成26年5月29日付けで，原処分のうち，文書10の不開示部分を開示するよう求める旨の異議申立てを行った。

2 本件対象文書について

本件異議申立ての対象となる文書は，文書10「『アジア女性基金』関連事業」である。

3 不開示とした部分について

文書10は，公にしないことを前提とした関係国との協議又は我が国政府部内の対処方針の検討内容に関する記述であって，公にすることにより，関係国等との信頼関係が損なわれるおそれ，又は他国との交渉上不利益を被るおそれがあるため，法5条3号に該当し，不開示とした

4 異議申立人の主張について

異議申立人は原処分について，「アジア女性基金は国民からの募金の形を取ったものの，日本政府も『医療・福祉援助』を負担するなど，国庫からの支出があった事業である。インドネシア，オランダ，韓国などの事業内容は公開しているのに，中国の部分のみを不開示とすることにより，どのように関係国との信頼関係が損なわれるおそれ，または交渉上不利益を被るおそれがあるという抽象的な理由で，事業内容を明らかにしないのは不当である。」旨主張する。

しかしながら，中国との事業については，中国側との間で非公開を前提に内々に検討を進めていたが，実施困難との結論に至った経緯があるところ，その内容を公にすることにより中国国内の反発を惹起し，ひいては同国との信頼関係が損なわれるおそれがあるため，また，国ごとの積算人数は，我が国政府部内の検討事項に係る記述であり，当時の検討事項が公になることにより，特定対象国が，我が国の個別対象国ごとに対する取り扱い振りに係る検討内容を比較し，我が国に対する無用な誤解を惹起するなどして，我が国と関係各国との信頼関係が損なわれるおそれ，今後の交渉上不利益を被るおそれがあるため，それぞれ不開示としたものであり，原処分は妥当なものである。

5 結論

上記の論拠に基づき，外務省としては，原処分を維持することが妥当であると判断する。

第4 調査審議の経過

当審査会は，本件諮問事件について，以下のとおり，調査審議を行った。

- ① 平成29年3月16日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受

- ③ 同年3月21日 審議
- ④ 同年11月27日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年12月12日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、文書10「『アジア女性基金』関連事業」である。

諮問庁は、本件対象文書が法5条3号に該当するとして一部開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 中国における事業計画について

中国に係る「事業の内容」、「平成8年度」、「平成9年度及び平成9年度以降」、「全体計画（事業期間）」及び「現状・備考」の各欄には、文書作成当時の、中国での事業内容及び予算規模の計画並びに同事業の検討状況に係る情報が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、中国との間で非公開を前提に検討が進められていたものの実施に至らなかった同国での事業計画の具体的内容及び規模等が明らかとなり、その結果、中国との信頼関係が損なわれるおそれ及び今後の同国との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(2) 韓国、フィリピン及び台湾における積算人数について

ア 「国名（積算人数）」の欄のうち、「韓国」、「比」及び「台湾」の各欄の下段には、文書作成当時検討されていた各国・地域における事業計画の積算人数に関する情報が記載されている。

イ 積算人数の不開示部分について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

(ア) 文書作成当時、我が国と上記各国・地域との間で本件事業計画の実施に向けて協議が行われていたが、それぞれの国・地域における対象者数の見積りについては、我が国と各国・地域の主張との間に隔たりがあった。

(イ) 我が国が文書作成当時に検討していた上記各国・地域別の対象者の積算人数を公にすれば、当時我が国が上記各国・地域の主張を本件事業計画にどの程度反映していたかが明らかになるため、上記各国・地域との信頼関係が損なわれるおそれがあるとともに、慰安婦問題に係る今後の関係国・地域との交渉上不利益を被るおそれがある。よって、本件事業計画当時の上記各国・地域別の積算人数は公表していない。

ウ 当審査会事務局職員をして、外務省ウェブサイト及びアジア女性基金ウェブサイト（同基金は平成19年3月末をもって解散したが、同基金のウェブサイトは現存している。）を確認させたところ、いずれにおいても本件事業の計画段階における上記各国・地域別の積算人数が公表されているとは確認できなかったことを踏まえると、本件不開示部分は公表していない旨の諮問庁の上記イの説明は首肯できる。

エ そこで検討すると、当該部分は、これを公にすることにより、本件文書作成当時の我が国による特定国・地域に対する本件事業計画の検討状況が明らかとなり、我が国の当該各国・地域に対する対応方針を推察することが可能となる結果、我が国と当該各国・地域との信頼関係が損なわれるおそれ及び今後の慰安婦問題についての関係各国・地域等との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

3 付言

本件は、異議申立てから諮問までに約2年10か月が経過しており、「簡易迅速な手続」による処理とはいい難く、異議申立ての趣旨及び理由に照らしても、諮問を行うまでに長期間を要するものとは考え難い。

諮問庁においては、今後、開示決定等に対する不服申立事件における処理に当たって、迅速かつ的確な対応が望まれる。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条3号に該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は、同号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

（第2部会）

委員 白井玲子，委員 池田綾子，委員 中川丈久